

郡山市空家等対策庁内検討会要綱

平成 28 年 7 月 22 日制定
平成 29 年 10 月 25 日一部改正
平成 30 年 11 月 12 日一部改正
令和 2 年 7 月 28 日一部改正
令和 4 年 10 月 28 日一部改正
令和 6 年 3 月 14 日一部改正
[建設部住宅政策課]

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、郡山市空家等対策庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 法第 22 条の規定により市長が必要な措置を行う特定空家等（法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。）の選定に関する事。
- (2) 市内に存する空家等（法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。）が法第 2 条第 2 項に規定する状態にあるか否かに関する事。
- (3) 法第 22 条第 1 項の規定による助言又は指導に関する事。
- (4) 法第 22 条第 2 項の規定による勧告に関する事。
- (5) 法第 22 条第 3 項の規定による命令に関する事。
- (6) 法第 22 条第 3 項の規定により市長が命じた必要な措置について、同条第 9 項の規定により行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、市長が自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることに関する事。
- (7) 法第 22 条第 10 項の規定により市長が必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にその措置を行わせることに関する事。
- (8) その他空家等の対策の推進に関する事。

(組織)

第 3 条 検討会は、会長、副会長並びに別表に掲げる所属の長をもって組織する。

- 2 会長には建設部長が指名する建設部次長を、副会長には住宅政策課長をもって充てる。
- 3 会長は、検討会の事務を掌理し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会は、必要に応じ、会長が招集し、会長が座長となる。

2 会長は、必要と認めるときは構成員以外の関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、建設部住宅政策課において処理する。

(委任)

第6条 検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部防災危機管理課、政策開発部政策開発課、税務部資産税課、市民部市民・NPO活動推進課、市民部セーフコミュニティ課、環境部環境政策課、環境部5R推進課、保健福祉部保健福祉総務課、保健福祉部保健所生活衛生課、農林部園芸畜産振興課、建設部道路維持課、建設部住宅政策課、都市構想部開発建築指導課、上下水道局お客様サービス課
